

Title	十六・七世紀フランス農業史研究の問題点若干
Sub Title	Notes on the agrarian history of France in the sixteenth and seventeenth centuries
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.9 (1962. 9) ,p.824(48)- 835(59)
JaLC DOI	10.14991/001.19620901-0048
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19620901-0048

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十六・七世紀フランス農業史研究の問題点若干

四八 (八二四)

渡 辺 國 廣

百年戦争でフランスは非常な損害を受けた。影響は広くフランス全土に及び、混乱のなかで農村の荒廃はその極に達した。戦火を避けて離村する者が続出し、極端な場合、村は空処と化してしまったという*。大抵の者は近くの安全な村に身をかくした。また遠く都市まで逃げる者も多かった。当時パリは難民で充満したという。

これより早く領主は直営地依存の体制から離れ、賃貸借の關係に収入の基礎を見出していった。領主は農民を土地のいわば賃貸者とみなし、所有権に対する制限を種々強化するなかで収入の確保をはかっていたのであった。従って離村者の続出という事態のなかで賃貸借者の発見が困難になったことは領主にとり非常な打撃であった。村が完全な廢墟であれば、もはや領主はそこから何の収入も期待できない。すでにこれより早く領主の収入は減少を示しており、戦争はそれに拍車をかける結果となったのであった。領主層の後退は明白

である。没落をよぎなくされた領主も多かったという。

戦争が終結し、村を出た人々はおいおい戻って来た。さながら国内植民の靚を呈したという。かなり遠くから移って来る者もあつた*。それと共に荒廃した農村の再建が進められてゆく。回復は最初かなり緩慢であつた。しかし後に急速な復興を示し、十六世紀の初頭にフランスの農村はほとんど旧に復することができた。従って復興には半世紀ほどの期間で足りた。

* 荒廃がとりわけ顕著な四つの地方の模様を伝えよう。以下では Lizerand, G. *Le régime rural de l'ancienne France* (Paris, 1942), p. 65-66 の整理された記述を参照した。最初パリの南部をみると マニ・レ・アモー郡は一四の町村からなつたが、戦争で一つもなく なつてしまつた。すべてが破壊され、二六年間も無住が続いた。一四八二年にシャトール村で家と呼び得るのはたった六戸であつた。七戸は隔壁しかない。四五戸は土台を残すだけであつた。ピエブル村では一四五八年に八人しか住んでいない。もともとこの村

には百人ばかり住むことができた。ギ村では百人以上も住めるところにたつた一六人、シェヴルース村やブリー・ス・フォルジュ村では三百人も住める場所にそれぞれ二八人、三〇人いただけであつた。レンヌムーラン村では一人もいなくなつた。次にガティヌ地方だが、例えばラ・シャベル・ランヌ村では一四四七年に精々八戸、一四四四年にはたった三戸になつてしまつた。しかもそれらはいずれも新築の家ばかりであつた。ボワシ・オ・カエ村では一四六二年にただの一人も住んでいない。セポー村も一四五〇年には一人も住まなくなつてゐる。第三にピュイセ地方についていえば、一四〇〇年頃あつたシャサン村がなくなつてしまつた。最後にブルゴーニュだが、例えばヴィ・ドゥ・シャスネ村は一三九七年の七〇戸から、一四四二年には二三戸に落ちてゐる。人口は四九〇人から一六〇人に減じ、まっとうな家は五戸にすぎなかつた。乞食が一八人もいた。また一四四三年にセスセ村ではラブルールの二家族と老寡婦が一人住むだけであつたという。

* 収入の減退に関しては次の数字に注意。ガティヌ地方についていえば、レクロス村から領主はシャンパールとしてかつて穀物で六ミユイを召上げていたが、一三八四年にはそれが三ミユイに減じてしまつた。ブルロン、グレ、レクロス、クミエの各村は禁猟区を王から賃借し、その代償として三リーヴルを支払っていたが、一四二二年と一四一四年にはその半額を手渡したにとどまつた。ボワシ・オ・カエ村の所領からモンマルトルの修院はかつて一九〇リーヴルを召上げていたが、一三八五年には二四リーヴルを得ただけであつた。次にピュイセ地方だが、ル・ブルエ村で一三三九年に賃

十六・七世紀フランス農業史研究の問題点若干

賃料八リーヴルのヒーフが一三八五年と一三六七年には六〇スーでしか借り手がない。サン・コロンブ村で未耕地は二〇〇アルパンに達し、それを賃借する人はなかつた。一四一〇年に未耕地は三〇〇アルパンにもなつた。以上については、Lizerand, G. *op. cit.*, p. 67-68 を参看。

* * * 例えはマニ・レ・アモー郡に最初来たのはノルマンディの人々であつた。ガティヌ地方には種々な地方から入植者があつた。例えばヴァンドーモア、アンジエヴァン、トゥーランジョ、そしてノルマンディから。リムーザンやボージョレにも各地から集まつた。Lizerand, G. *op. cit.*, p. 68 を参看。

驚くほど急速な復興であつた。農民誘致の施策がそれにあつたて力があつたことはいうまでもない。多くの場合土地は最初の三年間無償で賃貸された。またその期間には後に延長されさへした。都市から大量の流出が続く、当局は引留めに腐心したほどであつたといふ。しかし問題は人々をかくまで土地に吸引した事情が何かである。土地によることが有利とみなされたからにはかならないわけであるが、ここで有利ということとは一体どういうことであつたか。それこそが問題である。これと関連して第一に考うべき点は、人口増加のなかで土地に対する需要が喚起されたということであつた。死亡者の減少、生活環境の改善、戦後に顕著な出生増加から、人口が著しく増したということは大いに考えられ得る。均分相続という伝

四九 (八二五)

統の下で土地が極端に細分化されていったことは何よりもその証拠となる。屋敷や納屋まで分割して相続の対象としなければならぬいほどであったという。自分の土地でははや生活できない者が数多く現われるにいたった。ラブルールで自分の役目に見合う土地を持つ者は少なくなつた。

とにかく他に土地を必要とする者が多数生じた。問題は彼の土地に対する必要が充足される過程であった。これと関連して当時銀の価値に起つた顕著な低下に注目しなければならぬ。一世紀間にその価値はほぼ半減したという。こうしたなかで貨幣により生活する者の関心もまた土地に向つた。土地からの収入により生活の安泰を期そうというのである。自分の土地で生活できない者が村に数多く現われたことなかで彼は貨幣的富の所有者として土地の集積に成功した。大規模に集積する者が現われ、土地所有に極端な不均衡が起つた。問題はこの財産がどう管理されたかであった。集積者は貨幣経済の高まりのなかで大量の貨幣を必要とした。かくてここに土地が小作地として現象しなければならぬ理由があつた。農民はその賃借者となることで彼の土地に対する必要を充足した。賃借の契約はもともと短期であり、賃借を望む者が多くなかで満期時には改訂することが容易であつた。現に土地の集積者は改訂を続けた。従つて貨幣の価値低下は土地を賃借する者にとつて重大な事態と感じられたわけではない。むしろ賃借者は競争者の増加という事態のなかで不利をまぬがれなかつたのであつた。この時期に土地は急速に小作関係のなかに組込まれていった。

今や土地に向ふことは一般に有利と考えられるにいたつた。耕作に必要な労働力が豊富に存在し、土地の所有者はそれを安価に利用することができた。そればかりではない。契約は短期であり、賃借を望む者が多くなかで貨幣価値の変動はかえつて賃借者に幸いしたのであつた。彼は価値の変動に応じて改訂を続けることができた。不幸な事態に甘んじなければならぬほど賃借を望む者が多かつたのである。貨幣経済の高まりのなかで土地の所有者は貨幣的富を必要とした。そして更にこのことが土地をこの時期に小作地として現象せしめることを決定的たらしめたのであつた。土地に対する関心において貨幣が必要がどれほど強かつたことが、例えば賃借料の金額が契約時に一括して取立てられた如き、賃借者の側における貨幣必要が高かつたことを示すものにはかならない。しばしば賃借料は穀物で召上げられた。しかしこれは貨幣の価値低下に対する深い懸念から発するものではない。むしろ流通する貨幣量の不足から起つたと考えたい。土地が小作関係に組込まれるということはそれ自体貨幣経済の発展に照応するものであつたのである。

* 十五世紀の後半にはいれば、銀の価値低下が目立つ。アメリカからの銀の影響で下落が続く、もはや底を知らないほどであつた。一ポンドの銀が一三九〇年には七フラン五〇、しかし一四八八年には五フラン、そしてアンリ四世の即位時には二フラン五〇。従つて一世紀間にはほぼ半減している。物価の騰貴はもはや明白である。
** 土地所有に起つた顕著な分化については、例えば Ravenau, P.

規模別	コムニヌ	スコレ	ベ	クレル	ポ	テ	チュレ	シ	ヤロ	ソ	ル	ジュ	サン	アン	ジュ
一〇〇〇〇以下	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇〇〇	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇〇	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇〇	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	二	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

L'agriculture et les classes paysannes dans le Haut-Poitou au

XVI^e siècle (Paris, 1926), p. 122-123 所載の表に注意。この表は

十九世紀末の史料により作成されたものであるが、著者によれば、十六世紀の状況を類推させるに足るものであつた。若干の場合を取出し、分化の模様を示そう。上掲の表をみよ。二〇〇ヘクタール以上、七五ヘクタールから二〇〇ヘクタールの所有規模の存在が確認できる。と同時に一ヘクタール以下の規模の所有が数多くみられ、とりわけ一〇アール以下が目立つ。土地がその所有者に独立の生活を保証するためには二〇ヘクタールから三〇ヘクタールの規模が必

十六・七世紀フランス農業史研究の問題点若干

要であつたことに注意。知られる如く、これだけの規模を持つ者は村で少数であつた。ただの一人という場合が著者により確認されている。

三

復興期を迎え、領主は労働力の豊富な存在に注目し、その地位の回復のため領内で貸付地の拡大を考へるにいたつた。彼においてはそれが直轄財産の再編という方向で進められていった。その拡張のためかつて領主が用いた三つの手段がここでもまた採用された。第一には相続者のない土地を自己に帰属せしめようという努力であつた。いわゆる無主財産の没収である。しかしこうしたことが起るのはまれであつた。農民の間の暗黙の共同でそれが極力避けられていたのである。また領主は彼の支配下にある農民が手放した土地を買戻し、そのことで直轄財産の拡大をはかつていた。領主がそれを買戻そうと思えば、土地の購入者が領主に対して支払う財産移転税を受取ることを拒否し、そのかわりに購入者がその土地の獲得のため投じた額を払戻す。いわゆる買戻しはこうした仕方でおこなわれた。この方法によつて領主は農民から直接購入するよりも安く土地を獲得できた。領主を富裕とみて、高く売りつけられることを避けようという魂胆であつた。また領主は農民の土地を購入した、そしてこれにより直営地を拡大していったこともあ

った。

領主は貸付地の拡張に際しこれら三つの手段を踏襲した。いづれにしても彼が領主であることのために可能な方法であった。しかし素手ではできない。買戻しをしようにもとにか元手は必要である。しかし領主がこの時期にすべて十分な蓄積を持っていたわけではなかった。むしろ彼は苦境に迫込まれている。従ってこうした手段が貸付地の構築のため大した効果がなかったことは自明なところであった。

しかし領主がその地位の強化のため頼ったのは単にこれだけではない。直接の財産を拡大していくことなかで小作地を拡張するだけに彼は甘んじなかった。収入の不足を補填するため領主は遠廻しの他の手段に訴えさえたのであった。例えば土地台帳の改訂、運搬夫役の距離の引上げ、放牧特権の強化、直轄の財産を拡充する十分な資力のないなかで領主はその地位の維持のためむしろ後者に頼ろうとさえした。そして強い手段に訴えた。従って農民の側の反発も大きく、紛争は絶えなかった。その解決のため裁判にまで持ち込まれた。しかし領主はその場合も決して不利ではない。裁判領主は同時に土地領主としてつねに彼の側に立っていたためであった。

領主はその地位の維持のため執拗な努力を続けた。にもかかわらず領主の後退は明白であった。彼は獲得するよりも多くを手放し、没落をよぎなくされてしまった。例えば四〇の所領が整理された時に領主で購入を申し出たのはたった三人であったという。領主の後

退のなかで起った顕著な社会的上昇の事実を否定することはできない。復興は新しい領主の登場のなかで果されたのであった。いわゆる領主制の再編である。しかし前言した如く、回復は最初かなり緩慢であった。

* Bloch, M. *Séigneurie française et manoir anglais* (Paris, 1960), p. 137.

* * * その模様については、Liserand, G. op. cit., p. 69 の記述に注意。レンヌムーラン村では一四七〇年頃に最初のラブルールが来た。四年後に二番目が来た。ラ・シャペル・ラ・ランヌ村には一四四四年より少し前に三戸が定住した。しかしその後しばらくは移住者がなく、一四六四年まで荒廃が続いた。ボワシ・オ・カエ村でも一四六二年直後に三戸が定着した。セポー村では一四五〇年頃に来たまでの住民が他所者の二人のラブルールをつれて戻って来た。ンヤトール村の王の館は一四八八年まで廃墟のまま放置されていた。ムードン村では一五二〇年になってもサン・ゲルマン修院が入植者を募っている。セポー村ではルイ十一世の下でも移住者が続いたという。

四

危機の時期に最大の恩恵を得たのはラブルール上層とブルジョワであった。

感じられなくなった反面、彼の売却する穀物の価格が騰貴したためであった。とにかく村で購買力は増した。彼は必要なもの、有用なものを買ったばかりではない。奢侈品さえ購入した。とりわけ衣服は贅沢になり、それにつれ村で仕立屋の数は増していった。嫁入り娘に持たせる調度も豪華になった。遺言で盛大な葬儀を命ずる者すら現われた。* * * としてこうした事実は都市の商人にとって致富のた

ることになったのである。ヴィニエロンが支払いに窮すれば、彼の土地は新興のこれらブルジョワに帰属する。彼は商人から土地の転売を受けさえた。十六世紀にはいれば他所者による土地の収奪が目立つといわれるが、正にそれはこの過程の進行にはかならなかったのである。とりわけ裁判職にある人々が他所者でその中核を形成していた。土地に向う都市の資本の出所はいずれも同一で、裁判や

この時期に農村と都市の間で交流は活発化した。ブルジョワとして商人がこれを契機に致富に成功したことは明白であった。彼の手に蓄積された貨幣的財が土地に向ったことは事実である。しかし彼は土地を単に自己の高い出自を示す手段とみ、それ以上に出なかつた。農村から貨幣が流入するなかで都市の経済生活は膨脹し、その機構が複雑化していくなかで下級の役人がブルジョワとして新しい富裕階級を形成するようになった事実はこの際とくに注目に値しよう。重要なことは彼の手に蓄積された富の帰趨であった。彼はそれを年金資格の購入に用いなかった。また彼はそれを商業に投じない。商業を彼は危険視さえしていた。注意すべきは彼がその蓄積を元手に村の銀行家として進出するにいたったことであった。彼が融資したのはヴィニエロンであった。添木の購入のため彼は前借を必要とした。当時村で三人に一人がヴィニエロンであったといふ。彼は葡萄島を所有したり他人の葡萄島の仕事に出たりしていた。しかしヴィニエロンは村の下層者のうちで唯一の不動産所有者であった。従って結果において彼はその土地を狙って貨幣を融通す

の手に渡った時、もはやそれは単に社会的上昇のための手段ではなかつた。同時にそれは彼にとり盛んな収益をもたらす場ではなかつた。彼は変動の多い経済のなかで貨幣的収入に依存することがいかに危険であったかに気づき、土地からの収入で生活の安泰を期そうとしたのであった。当時土地が人を吸引する十分な理由があった。彼がいかなる目的をもって土地に対するにいたったか。もつぱらそれは経済的関心に発するものであった。このことがまた土地を貸付地として一定の内容規制を受けた小作地にまで仕立てなければならぬ理由ともなった。いわばここに調和よく構築された小作地の出現となる。* * * かかる小作地が貸付地一般と区別されるべきはいうまでもない。こうした小作地の設定をめざして土地の集積を続けたブルジョワはほかならない都市の役人であったのである。* * * 彼はそれを強力に推進するため領主の地位を狙った。十七世紀は領主制の再編期といわれる。ここで領主制の再編とは経済関係強化のための手段にほかならない。強い貨幣必要から役人は土地に向い、それを確実な収入源にまで仕立てる過程において村で領主たる地位の重要

さに気づき、進んで領主たらんとしたのであった。しかし注意すべきは、彼が領主になった時、同時に彼は王の支配機構のなかで貴族になつていたということであつた。王は村で領主たる貴族を藩屏としながら、いわば大領主として絶対王政を構築していったのであつた。

* ラブルールの上層に富が集中したことについては、Rayau, P. op. cit., p. 264-268 に盛られた事実注意。

* われわれの小作地をかく規定することについては、例えば Verard, M. Bourgeois et Paysans au XVII^e siècle (Paris, 1957), p. 51 参照。propriété foncière harmoniquement composée という表現に注意。かかる小作地をどう位置づけるか。これについては私自身すでにしばしば触れる機会があつた。その要点は次節で示す。

*** 下級の役人の目立った進出については、例えば Verard, M. op. cit., ch. IV から、パリに近い村々について知り得た限りを伝えよう。例えば、

氏名	彼の役職
ボワクルジョン	高等法院の検事
フラパン	王の秘書
マヌー	徴税人
ブルロン	パリの古いブルジョワ
ゲラン	高等法院の弁護人
ジュージ	王の秘書
シブル	高等法院の弁護人
ケスマ	高等法院の検事
ツアカリ	商人
ブシエール	枢密院の顧問
ラヴイ	高等法院で秘書

えよう。例えば、テイエ村で主要な集積者を拾つてみる。上掲の表に注意。知られる如く、彼らはいずれも王国の支配機構のなかに身

を置く人々であつた。とりわけ高等法院で役職を持つ者の進出が目立つ。アヴランヴィル村でも事情は同様であつたと考えたい。貨幣価値の変動は彼等の生活態度に大きな変化をもたらした。今や土地の集積者の中核を占めたのは高等法院の役人であつた。彼は王国の役人としてやがて法服貴族の階級を形成するようになった。

五

致富に成功したブルジョワが土地を求める理由は今や明白となつた。しかし一方土地を手放す者は村で誰か。一般に農民は経済危機により損害を受けなかつたとみていい。とすれば、農民をして土地を手放さしめた事情は何であつたか。

農民が土地を手放すにいたつた最大の原因は彼の負つた債務にあつた。彼はこの時期に種々な理由から借金をかかえるにいたつた。実にその返済のため彼は土地を手放すことをよぎなくされたのであつた。村で下層の者が土地から離れる場合がそれである。集積者の土地が当初においてまとまりをまったく欠いた事実を想起せよ。ブルジョワが土地と結びつく端緒はこうしたことになつたのである。

しかし債務の返済不能ばかりが土地放棄の理由になつたばかりではない。均分相続の伝統のなかで土地が細分されたことも土地放棄の重大な原因になつていた。十六世紀にはいつて人口が増加し、それだけ細分化の傾向は顕著になつていった。もはやラブルールは彼の所有する農具や役畜に見合うだけの規模の土地を持っていない。

彼は自分の土地で生活することを断念しなければならぬ境遇に追込まれていたのであつた。ブルジョワは土地の集積者としてラブルールのこうした苦境に着目した。周知の如く、彼が最初手にしたのは主として葡萄島であつた。彼はこれを耕地化しようと考えていた。彼は苦境に追込まれたラブルールとの交換でそれを果そうとしたのであつた。現に盛んな交換が続いた。

最初ブルジョワはヴィニエロンを無産者と化し、次いでラブルールを、彼が最初手にした財産を梃子にヴィニエロンの地位まで引下げていった。そのことなかで彼は土地に対する彼の関心を満足させることができた。しかしラブルールのなかには領主が彼の草地で収穫した乾草や領主が貢租として受取つた穀物を購入できるほど富裕な者がいた。彼はこれら乾草や穀物を他に転買した。収穫に失敗したラブルールがこれを買う。しかし彼は収穫の見込みを抵当に掛で買入れる。しばしば債務者はその義務の履行を怠つた。ここにまた貧困化したラブルールの土地が売却される機会が生じた。富裕なラブルールはそれを自身で掌握したばかりではない。彼は貨幣の必要者としてしばしばそれを他人に売却した。こうした土地がまた当時収入源として土地財産の獲得を願つていたブルジョワの手中に流れ込んでいったのであつた。富裕なラブルールは領主特権の代行者フェルミエとして村で高い地位を保証されていた。いわばその代償としても彼は領主の土地集積に協力を惜しんではならなかつたのである。領主権という後楯を持つことが新興ブルジョワの土地集積をどれほど容易にしたことか。彼は領主たることを誇つた。彼は領主

として同時に貴族であつた。貴族として彼は王の藩屏であり、その限り彼の土地集積は絶対君主の規制を受けることになつたのであつた。ほかにいわずゆる不動産屋がいた。彼は地片を一つ一つ集積した。彼もまた貴族にそれを転売し、貴族が領主として村で有力な存在となることに大きく力を貸していたのであつた。

問題は大量に集積したものを領主がどう整理したかにあつた。彼はそれを農民一家族のための本格的な生活の場として小作地に仕立てようとした。かかる小作地はフェルムと呼ばれた。いわゆる調和よく構築された土地財産である。領主はそれを収穫の半分といふことを目安で賃貸した。しかしフェルムはこの原則が表面に打出される場合があつた。その時フェルムはメテリと呼ばれた。賃貸料としてそこでは収穫の厳密に半分が召上げられたのである。穀物生産それ自体が困難な場所ではフェルムはメテリとなつた。従つてそれはフランスの西部に集中的に現われた。普通いわれる如く、フランス全土に広くみられるというものではなかつた。第一フェルムそれ自体この時期のフランスにおいて一般的であつたというわけではない。その高い意義にもかかわらず依然として地方都市の周辺で構築されるにとどまつた。とりわけ行政都市がその拠点となつた。フェルムが下級の役人層の土地へ向う関心のなかで設定された事実を想起せよ。彼はフェルムの所有者として村で領主となり、領主となつたことを契機に王国支配の機構のなかでその地位の上昇を実現することができた。彼が領主として強固な経済的基盤を持つことは王にとつて好都合である。王はこうした層を官僚群とした。しかしフランス

で王の権限は絶大であった。従って王は官僚がそのフェルムを無限に拡大することを阻止できた。周知の如く、フェルムの拡大は農民の土地を収奪することのなかで進められた。従ってフェルムの無限な拡大を許せば、それだけ村で地租を負担する者が減少するわけである。これは王の財政にとって打撃であった。ここに王が絶対君主として農民維持の問題に関心を寄せる理由があった。しかし農民維持を徹底すれば、今度は逆に王の藩屏たる者の経済的基盤に対し打撃を加えることになる。従って王はこの二つのものの利害の折衷を考えて統治を進めなければならなかった。王の手でその均衡が維持される限り絶対王政は安泰を続けることができたのである。

* その状況については、Veard, M. op. cit. のなかで、とくに「*Land*」を参照。例えばギローム・ル・ジュージの場合、ティエ村に家一、菜園三アルパン、土地六アルパン六二、葡萄園二アルパン八五、オルリ村に雑木林六五ベルンシュ。彼はこれらを一六五七年にティエ村のウイニエロンから得た。次いでティエ村に家二、ただしいずれもその三分の一、納屋一、ただしその三分の一、ティエ村とウイトリ村に葡萄園四アルパン五四、これは二二の地片に分れる、土地一五アルパン一〇、二七カ所に分れる、オルリ村に菜園、これらを彼は一六六六年に得た。まとまりを欠くことは明白である。

* * これと関連しては、Veard, M. op. cit. p. 51-55 に注意。例えば前出のジュージの場合、彼が一六五五年と一六五六年の二年間におこなった交換は二〇件。彼は葡萄園を手放し、耕地を狙った。またジャック・ペレティエの場合、彼は借金の支払いに窮したウイ

ニエロンの寡婦から家を含め財産一切を受取った。一六九九年のことである。しかし一七〇三年にはそれらを彼の所有地に隣接する土地と交換している。

六

フェルムの構築が進む場所ではラブルールは自分の土地についての所有権を奪われてしまった。しかし彼はフェルムの賃借者フェルミエとなることで更生を策した。彼が賃借した土地は多くの場合以前彼が自分の土地として耕作していたものであった。従ってラブルールは賃借者として結局そこにいすわったことになる。しかし今や彼は土地について無産者であった。従って相続が均分であるということにはやむをわすらわなければならない。ラブルールとしてかつて彼は収穫の半分を召上げられた。全部を自分の生活に振向けることができたわけではない。フェルムでは賃借料として収穫の半分を差出した事実と比較せよ。従ってもし債務を負う危険さえなければ、フェルミエとして彼は以前彼がラブルールとして自分の土地を耕作していた時よりも経済的に悪条件におかれたというわけではなかった。しかしラブルールがメテリでその賃借者メタイエになった時、彼は耕作のため必要な役畜すら手放すことをよぎなくされ、ラブルール・ア・ブラに転じた。彼は腕のラブルールとして、耕作に必要な役畜を他から仰がねばならなかった。いわゆるマヌヴリエの境遇に陥込んでいったのであった。彼は文字通りの無産者である。メテリが穀物生産それ自体の困難な場所に設定され、従ってフェルミエ

の貧困化もまたそこでとりわけ顕著に起ったのであった。収穫量の半分ということ差出すべき賃借料の額がメテリの契約のなかに明記されたことから貧困化の速度は一段と激しさを増していった。

しかしフェルムの賃借者となることはラブルールの歓迎するところではなかった。均分相続の伝統から離れることなかで生活の安泰を期そうというのである。彼はしばしばフェルミエに徹底しようとした。このためには役畜を増し、フェルミエとして彼が賃借できるフェルムの数を上げればよい。彼はそのため彼の手に残る若干の世襲財産を手放しさえした。そしてこれを元手に運転資本としての役畜の増加をはかり、桁外れに多い役畜を所有するにいたったのであった。彼がいわゆるフェルミエ・ラブルールである。鋤一を有し、これを引くため必要な馬二ないし三を持って、彼はラブルールであった。しかしラブルールは鋤二ないし三を所持している。しかしもはや土地をまったく持っていない。鋤は彼にとつて収入の唯一の源であった。彼は巨大な運転資本の所有者として多くの領主からフェルムを賃借することにもつぱら関心を向けていた。いわば彼は農業における企業家たらんことをめざしていたのであった。しかし他方フェルミエのなかには彼の手中に残る世襲財産の拡大を考える者もあった。従って前者と逆である。彼は土地の獲得のなかに生活の確実な保証を見出し、経済的独立の最上の基礎を求めようとした。彼にとつて問題はラブルールに復帰することであつた。彼は執拗に土地を奪回しようとした。彼は依然として農民の伝統的心情を保持し続けたのであつた。こうした自立のための努

力は絶対君主の側における必要から大いに刺激を受けさせた。しかしフェルムの賃借者がフェルミエとして徹底することを策したりラブルールへの復帰を願ったりする場合、いずれにしてもそれは彼に蓄積がなければできない相談であつた。周知の如く、フェルムはもともと余剰を生産するための場として構築されたものではなかった。従ってフェルムによる限り彼は何らか新しい動きに出るための蓄積を獲得することはできない。その場合彼が役畜の所有者であつたことは彼に有利に作用した。彼は役畜を他に賃貸した。また自分の役畜で穀物の運搬を受けたりし、そのことにより蓄積をはかったのであつた。とりわけ運搬の仕事は彼は重視した。彼の蓄積のための重要な基盤はかかる仲介者としての業務にあつたといつていい。フェルミエとして彼はマルジャン・ラブルールたることなかで何らかの動きに出るための蓄積を用意することができたのであつた。

しかし役畜の維持はフェルミエにとつて最初から困難であつた。従って役畜を手放さざるを得ない場合も多かつたと考えていい。それと共にフェルム管理の複雑度は増していった。従って危険もそれだけ深まったわけである。フェルムの所有者はこの負担を他に転嫁すべく、強力なフェルミエの登場を願つた。前述のフェルミエ・ラブルールが出現しなければならぬ必然性はここにあつた。しかし彼は単にフェルムの経営を引受けることでは満足しない。フェルムを引受けることにもなう危険を他で補填できるといふのでなければ安心できなかった。彼は同時に領主支配の特権を引受け、起り得

る損害をそれによって軽減できると信じた。彼は急速にフェルミエ・ジエネラルとなつていった。しかし彼は一人の領主の財産を管理することで満足しない。同時に多くの領主の財産を管理し、彼の計算において数人の所有者からフェルムの管理を引受けることもあった。その意味でも彼はまた単なるフェルミエと違い、フェルミエ・ジエネラルであつたわけである。もつぱらこれは危険を分散しようという魂胆から発した。

賃借者が必要な役畜すら手放し、急速に無産者化していったこと、ここにフェルミエ・ジエネラルが出現しなければならぬ必然性があつた。彼は自分がその管理を引受けたフェルムを、大抵の場合そこにおける収穫物の半分とすることで又貸した。もはや穀物だけが折半されたわけではない。フェルミエ・ジエネラルは役畜の賃貸者として同時にそれをも収穫の対象に組込んだのであつた。かかるものとして彼は富裕を誇つていた。フェルムにおける収穫物の半分はつねに彼に帰した。天候の不順によってそれが減少することがあつたとしても、彼が管理を引受けている領主財産から彼は収入を挙げることができた。とりわけ彼が役畜を所有し、運搬の仕事に進出し得たことは彼にとって有益であつた。そして彼はそれらの収入の総計から貨幣で所定の額を領主に差出せばよかつた。とにかく彼は相当の成果を挙げていた。

フェルム賃借者の無産化はフェルムがメテリとして現象する場所でありわけ顯著であつた。従つて領主は収穫を続けるためフェルミエ・ジエネラルに強く依存せざるを得ない。フェルミエ・ジエネラ

ルは何よりも役畜の所有者として領主の要望に応じなければならなかつた。しかしその場合フェルミエ・ラブルールが大きな役割を果たしたばかりではない。都市の商人もまたこの時期にその蓄積を元手に役畜を購入し、フェルミエ・ジエネラルの列に加わつていった。ブルジョワとして商人はフェルム経営の複雑化のなかではじめて土地との結びつきを持つことができたのであつた。^{***}

フェルムを中心にしたことの大体を以上において要約した。その場合フェルミエ・ジエネラルの登場は注目に値する。彼は借地する者として領主に従属していた。しかし彼は耕作に必要な役畜の提供者として直接の耕作者を彼に従属せしめていた。彼が賃借したフェルムの経営について彼は領主から何の干渉も受けなかつた。そればかりではない。彼はしばしば領主に対して貨幣を融通しさえした。彼は経済的実力の保持者として独立を誇つていたのであつた。

領主はかかるフェルミエを介することで土地の所有にもなう利益を享受していた。末端においてそれを担つたのはマヌヴリエであつた。彼を無産者とみていい。こうした収取機構をどう理解するか。それは土地をめぐる収取の機構にはかならない。しかしそれが他の要素と無関係に存立できたとは思えない。むしろ他に条件があつたがゆえに成立し得たと考えたい。このからみ合いこそが今後に残された問題であろう。その説明によつてのみこうした収取機構の本質が理解されるのではなからうか。

* そうしたフェルミエについては Venard, M. op. cit., ch. IX を参照。とくに p. 111-112 の記述を注意。

* * 例として Fontenay, M. 'Paysans et marchands ruraux dans la vallée de l'Essonne dans la seconde moitié du XVII^e siècle,' (Mémoires publiés par la Fédération des Sociétés Historique et Archéologiques de Paris et de l'Île-de-France, Tome IX, pp. 157-282). Paris, 1958 参照。とくに ch. III. を注意。

* * * フェルミエ・ジエネラルの登場に関連しては Garand, M. 'Le régime agraire et les paysans de Gâtine au XVIII^e siècle,' (Bulletin de la Société des Antiquaires de l'Ouest et des Musées de Poitiers, 2^e Trimestre de 1954, p. 643-682) 参照。とくに ch. III の記述から多くを学んだ。